

第13期 事業計画書

自：平成18年4月1日 至：平成19年3月31日

Ⅰ 基本方針

新年度を迎えるあたり、当会をとりまく環境は多岐にわたり難問をかかえております。

日本の社会は、今、明治維新、敗戦に次ぐ大きな変わり目にあります。

「官から民へ」「原則禁止から原則自由」「事前調整から事後の監視・制裁・救済へ」という方向に進み、制度改革は社会の変化に応じた体制づくりにほかならないと考えます。

政府は明治29年以来の公益法人制度の抜本改革となる公益法人改革三法案を閣議決定して国会に提出しました。我が会にも影響が出てまいります。

平成18年1月20日の小泉首相の施政方針演説で「公正で注力ある社会にふさわしい税制の実現に向け、国民的な議論を深めながら、消費税・所得税・法人税・資産税など税体系全体にわたってあらゆる角度から見直しを行います」と明言しております。

これからの税制改正論から目を離せません。平成18年5月1日施行の会社法の影響において一層の退会者が予測されます。

このような中、私たちは、ステークホルダー（利害関係者）会員・役員・事務局が同時満足を実現することが大事だと考えます。

以上のような、大きな社会変革の時代を迎えて、国・地方を支える社会的な会費である「税」の果たす役割とその使われ方が一層重みを増しているという共通認識のもとで平成18年度は青色申告制度を基礎とする納税者団体としての社会的な役割を一層前進させるため（社）東京青色申告会連合会と連携を図り、公平で、明るい地域社会の構築を目指して、次の施策を推進します。

重点項目

- (1) 青色申告制度の普及推進を通じて健全な納税者の育成を図り、確かな納税運動を推進します。
- (2) 正規の簿記記帳の推進・青色申告特別控除65万円控除の普及を図り、家業から企業への転換を推進します。
- (3) 社会的信頼に応える組織活動の充実と事務局の充実と強化に取り組みます。

II 事業計画

1. 総務・組織の充実に関する事業

- ① 組織の充実強化を図るため、役員の高齢化による退任によって、支部・班の活動が滞ることがないように後継者役員の発掘育成に努める。その為、ブロック・支部・班の再編成も検討する。
- ② 「公益法人改革」「個人情報保護法」に照らし、再度、会の諸規定・規則の整備を行う。
- ③ 会財政基盤強化を図るため、収入増の事業を研究し明日の会の発展に寄与する。
- ④ 会員増強運動は永遠の課題であるが「青色コーナー」等に全力を尽くすとともに退会者防止策を検討する。
- ⑤ 青年部・女性部の部員増強を図り、親会とともに地域社会に貢献できる共同事業に積極的に取り組む。

2. 指導・税制の充実に関する事業

- ① 記帳内容充実と記帳の高度化を図るために、手書き複式簿記相談会・会計ソフトによる記帳相談会を本年も充実し、マンツーマンによる相談に取り組むとともに青色申告特別控除65万円の選択者の拡大を図る。
- ② 電子申請・電子申告・電子納税等を前提とした税務行政の電子化に対応した相談態勢の整備と実務能力の向上に努める。
- ③ 会計ソフト利用者に対して毎年2月以前に入力チェック確認作業の周知徹底を図る。
- ④ 改正会社法・新公益法人会計基準について研修を重ね会報等を通し、資料提供を行うとともに役・職員は会員に説明できる態勢を整える。

- ⑤ 確定申告期に東京税理士会江東西支部に派遣をお願いし、決算・申告・消費税申告相談は円滑終了したが、本年も同様に派遣を要請するとともに役員の支援も図る。
- ⑥ 消費税等相談においての各種業種、業務内容についての勘定科目の周知徹底を図るとともに職員の質の向上に努める。

3. 事業・広報の充実に関する事業

- ① 事業・広報企画事業として「桜のお花見会」「会員研修旅行」を実施する。
- ② 会員に必要な税情報、経営情報を「江東西あおいろ会報」で伝達し、健全な税知識の普及と会事業の広報に努めるとともに定期発行、年11回に努める。
- ③ 会員福利充実のため、アローネットワークと業務提携を図り、各種制度の利用を勧め、特に葬儀システムサービスの検討を行う。
- ④ 好評の青色ドックを青色共済加入者はもちろんのこと一般会員にも広報し、受診者の拡大に努める。
- ⑤ 会の道順看板を四ッ目通り・清洲橋通り交差点に年間を通じ設置する。
- ⑥ 本年も積極的に江東区事業及び催事に参画し、公益事業の推進に努める。

4. その他の事業

- ① 青色申告運動の組織的な発展を図るため、青色申告者並びに会員の声を集成し、関係機関等に建議していく。
- ② 税制改正・行政改革運動については、隣接会との連携を密にし、全青色・(社)東青連との連携を図る。